

●ハンセン病は遺伝だと信じこまれていて、養子である父の遠縁に昔病者があったことと私の発病を結びつけ、父は苦しい立場に立たされていた。

ハンセン病は遺伝する病気ではなく、らい菌による感染症です。感染力も弱いにも関わらず、遺伝する病気だという偏見が根強く残っています。

●治りたい一心で13歳のときに療養所に入りましたが、入所者に「半年や一年で帰れん。焼かれな帰れんところ」と聞いて、一週間余り声が出なくなりました。

病気に関する正しい情報が伝えられていなかったため、早期発見、早期治療によって、後遺症もなく、治療の可能な病気でありながら、不治の病だという誤解がまかり通っていました。

●家中が真っ白になるほど消毒され、社会の人たちに恐ろしい病気であることを印象つけた。

国の政策だったとはいえ、行政側の過剰な対応は、ハンセン病に対する恐怖感を強めました。遺伝する病気だという誤解も相まって、残された家族の皆さんにも苦難を強いる結果となりました。

隔離政策から九七年、その重く厳しいこの声を聞き今、私たちができることは自然体で回復者を迎えることです。

●高齢の今も郷里を忘れたことはありません。できることならここにいたくないのが本心なのです。私は徳島県人として生きたいのです。

家族から引き離され、強制的に療養所に入所させられた方もいます。長い時が流れ、回復者の高齢化も進み、すでに帰る家や家族を失ってしまった方も少なくありません。

●国賠訴訟勝訴によって

人権の回復、人間回復を果たしたとはいえ、実家や故郷との距離が近くなったわけではない。入所以来、50年という歳月はあまりに長く、家族も周りの厳しい目を意識し、耐えてきた。

昭和24年にプロミンという特効薬が導入され、病気が治り始めたにもかかわらず、昭和28年に公布された「らい予防法」により、引き続き間違った隔離政策が続けられました。

●予防法が廃止されてからは気持ち楽になりました。これからは残りの人生を胸を張って前向きに生きたい。

●法律が変わって、社会の考え方が変わったことが一番うれしいことです。これからも多くの方が病気のことを理解し、誤った考えを変えていってくださることを望んでいます。

■参考資料「ハンセン病の記録 徳島県」（徳島県発行）

明治40年（1907年）に「らい予防に関する件」という法律が公布され、ハンセン病患者は強制隔離されました。その後、治療薬が開発され、治りうる病気となりましたが、昭和28年（1953年）に公布された「らい予防法」によって隔離政策は続けられ、平成8年（1996年）に廃止されるまで行われました。そして平成13年（2001年）、「ハンセン病国家賠償請求訴訟」の判決が確定し、国は長年にわたる隔離政策によって回復者やその家族の人権を侵害し、差別や偏見を助長したことなどを謝罪しました。ふるさとへ、家族のもとへの思いもむなしく亡くなられた方、そのご家族の皆さんが味わった苦しみを忘れてはなりません。また回復者も、すでに平均年齢約80歳。私たちが一日も早く偏見・差別なく自然体で迎えることが求められています。

写真は、国立療養所大島青松園のモニュメント「風の舞」。香川県高松市庵治町に大島青松園はある。遠く故郷を離れ、この島で一生を終えた人々の魂の復権と解放を願って、療養所の入所者と職員を中心に、ボランティアたち延べ約1000人が見晴らしのいい島の高台に、石を積み上げてつくったもの。遠景に屋島が見える。

